

用語の説明

「病院」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。(医療法第 1 条の 5)

「医育機関」

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関。

「診療所」

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。(医療法第 1 条の 5)

「介護老人保健施設」

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

【利用上の注意】

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁が 1 に達しない場合	0.0
減少数または減少率を意味する場合	△

(2) この概況に掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率算出に用いた人口は、総務省統計局発表「各年 10 月 1 日現在推計人口（総人口）」である。

(4) 本調査における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められ、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたところである。

(参照：平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/koukokukisei/dl/koukokukanou.pdf>

この改正を受け、本調査において調査項目を変更し、本概況においては以下の通り表章することとした。

平成20年調査

01	内科
02	呼吸器内科
03	循環器内科
04	消化器内科(胃腸内科)
05	腎臓内科
06	神経内科
07	糖尿病内科(代謝内科)
08	血液内科
09	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿器科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	臨床研修医
41	全科
42	その他

<参考>

平成18年調査

01	内科
02	心療内科
03	呼吸器科
04	消化器科(胃腸科)
05	循環器科
06	アレルギー科
07	リウマチ科
08	小児科
09	精神科
10	神経科
11	神経内科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	病理
34	救命救急
35	研修医
36	全科
37	その他

なお、診療科別統計表については、上記標ぼう診療科名の改正の影響しているところもあると考えられることから、年次推移の単純比較は行わないこととし、参考表(参考2,3)とした。